

あげまつだより



令和7年6月12日発行

No.5 上松町



おたふくかぜワクチン接種の助成



町では、任意で行うおたふくかぜ予防接種を実施した場合に、その保護者に1回3,000円の助成を行っています。

【助成対象者】

以下のすべてに当てはまる者

- ・1歳～年度内に6歳（年長児）になる者
- ・令和7年4月1日以降に予防接種を受けた者
- ・接種当日に上松町に住所がある者



予防接種実施後に下記の申請に必要なものを持参し、住民福祉課保健衛生係に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・接種した医療機関で発行する領収書（コピー可）
→領収書がお手元に無い場合、母子健康手帳の記録欄を確認しますので、ご持参ください。
- ・入金する口座の通帳等

【申請先】

- ・上松町役場住民福祉課保健衛生係（1階3番窓口）へご提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）

後期高齢者医療 健康保険証更新

後期高齢者医療の健康保険証の定期更新について

令和6年12月2日から健康保険証の新規交付が終了され、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とすることとなりましたが、後期高齢者医療では、マイナ保険証の利用登録に関わらず、資格確認書を発行する期間を令和8年7月末まで延長することとなりました。後期高齢者医療に加入されている全ての方に、令和7年8月から使用できる紙の「資格確認書」を7月下旬に郵送しますので、医療機関等を受診する際にご利用ください。

- 「マイナ保険証」・・・健康保険証利用登録済であるマイナンバーカードです。
- 「資格確認書」・・・これまでの健康保険証に代わるものです。

【お問い合わせ】住民福祉課厚生係（庁舎1階2番窓口）電話：0264-52-4802（課直通）

糖尿病予防教室開催

糖尿病は放置しておくと、様々な合併症を引き起こす怖い病気です。日頃の食生活やご自身の歯の状態を見直して、今からできることを一緒に探してみませんか。

日時：昼の部：7月17日（木）10時～11時30分

夜の部：7月30日（水）18時30分～20時

（どちらも同じ内容ですので、ご都合の良い日程でご参加ください）

会場：上松町公民館 1階教室

内容：栄養士による食事での予防ポイント・歯科衛生士による糖尿病と歯周病の関係のお話

申込方法：7月8日（火）までに住民福祉課保健衛生係へお申込みください。

【お問い合わせ先】住民福祉課保健衛生係（電話：52-2825）

税金等を窓口で納付されている皆様へ

税金等の納入につきまして、お忘れのないようお願いいたします。

税 目	期 別	納 期 限
町県民税	第 1 期	令和 7 年 6 月 3 0 日 (月)
国民健康保険税	第 2 期	

◆納入期限までの納入にご協力下さい◆

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談下さい。

納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送(本税に督促手数料 1 0 0 円が付きます)や訪問による納税のお願いをいたしますが、その後も未納の場合には、延滞金が発生し差押等の滞納処分を受ける場合があります。

◆便利な口座振替をご利用下さい◆

現在、窓口で納入されている皆様(納税通知書に「口座振替」の記載のない方)に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく必ず納期限に納入されます。

役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。(通帳と印鑑をご用意ください)

◆マンデー(月曜)納税窓口をご利用下さい◆

毎週月曜日は午後 7 時まで納税窓口業務を延長しておりますので、ご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町役場(電話: 5 2 - 2 0 0 1) 企画財政課収納係 内線 1 2 2
住民福祉課厚生係 内線 1 5 1・1 5 3

第12回特別弔慰金

＜戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)の支給＞

◆戦没者等の死亡当時のご遺族で、要件に該当する方お一人へ特別弔慰金が支給されます。

★第十一回特別弔慰金に該当された方には、順次ご案内の文書を郵送します。

○特別弔慰金: 額面 2 7 万 5 千円、5 年償還の記名国債

○請求期間: 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

○請求窓口: 住民福祉課厚生係(1 階 2 番) 電話 5 2 - 4 8 0 2 (NTT直通)

令和7年度 木曽病院モニター募集

木曽病院では、地域のみなさんのご意見、ご要望を幅広くお聞きし、より良い病院としていくため「木曽病院モニター」を募集します。病院、介護老人保健施設「アイライフきそ」、介護医療院「ユーライフきそ」へのご意見ご要望などお聞かせください。活動内容、申し込み方法については以下のとおりです。

1. 応募資格 中学生以上の方
2. 募集人員 1 0 名程度
3. 活動内容 モニター会議への出席
開催時期: 8 月と 1 月の年 2 回(予定)
時間: 午後 5 時 3 0 分～午後 7 時(予定)
場所: 木曽病院
4. 任期 令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 1 日まで(再応募可)
5. 応募方法 役場住民福祉課(1 階 3 番窓口)に申込書がございます。申込用紙を病院正面玄関入り口の応募箱又は郵送、FAX 等で直接病院にお申し込みください。
6. 応募締切 令和 7 年 6 月 2 3 日(月)
7. 問合わせ先 長野県立木曽病院、事務部経営企画課
電話 0 2 6 4 - 2 2 - 2 7 0 3 (内線 2 2 1 5) FAX 0 2 6 4 - 2 2 - 2 5 3 8



赤沢自然休養林アルバイト募集

上松町観光協会では、赤沢自然休養林で夏に開催するイベント「トムソーヤクラブ村 木曾・上松」のアルバイトを募集します。



期間：2025年7月26日（土）～8月17日（日） 募集人員：若干名
業務内容：夏季イベント運営（森林鉄道切符販売、体験コーナー、駐車場整理、施設清掃、等）
賃金：上松町観光協会規程による（時給） 一般・大学・専門学生 1,100円、高校生 1,000円
説明会：7月4日（金）17:00～ ※上松町観光情報センター 2階会議室で行います。
申込方法：上松町観光情報センター（上松駅前 観光案内所）にある申込用紙に必要事項をご記入の上、「トムソーヤクラブ村・上松」アルバイト説明会の際にお持ちください。
なお、高校生は各学校のアルバイトの受入に関する書類を必ずご持参ください。
ご不明な点は、下記までご連絡をお願いします。
お問合せ先：（一社）上松町観光協会（上松町観光情報センター内） 電話：52-1133

山地災害防止キャンペーン

令和7年度 山地災害防止キャンペーン

期間：令和7年5月20日～6月30日まで

目的：本格的な梅雨期前の山間地における防災・減災意識の向上

標語：『治山事業 人が導く 強い山』

皆さんのお住いの近くに山地災害の恐れのある危険な場所が何処にあるのかを知っておくことは、災害に備えるためにとても大切なことです。

日頃から「災害ハザードマップ」等で危険箇所と避難先を確認しておきましょう。

キャンペーンの一環として次年度の「標語と写真のコンクール」も併せて実施されます。ご興味のある方は是非応募してはいかがでしょうか。（締め切り9月30日まで）

詳しくは産業観光課林務係窓口でお尋ねください。



令和7年度 山地災害防止キャンペーン
期間 5月20日(水)～6月30日(木)
対象 林野庁、都道府県、市町村
主催 (一社)日本治山協会

税務署からのお知らせ

◇令和7年度税務職員採用試験について◇

国税局や税務署において「税のスペシャリスト」として働く税務職員（国家公務員）を募集しています。

【1. 受験資格】①令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者

②人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

【2. 試験の程度】高等学校卒業程度

【3. 申込方法】インターネット申込み。次のURLへアクセスし、説明に従い入力する。

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

●インターネット申込みができない環境の場合は、希望する第1次試験地を所轄する国税局へお問い合わせください。

【4. 受付期間】令和7年6月13日（金）午前9時～6月25日（水）[受信有効]

【5. 試験日】○第1次試験日：9月7日（日） ○第2次試験日：10月15日（水）～10月24日（金）までの間の第1次試験合格通知書で指定する日

【6. 合格者発表日】○第1次試験合格者：10月9日（木） ○最終合格者：11月18日（火）

【7. お問い合わせ先】

○インターネット申込みに関するお問い合わせ 人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線2333

○上記以外のお問い合わせ 関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線2097

在宅育児世帯応援給付金

令和7年度上松町在宅育児世帯応援給付金（上半期）について

上松町ではお子さんの健やかな成長と子育てのために、在宅育児世帯応援給付金を給付します。
今回は令和7年4月1日～9月30日分の給付となります。

給付金の受け取りを希望される方は、申請をお願いします。

【給付対象世帯】

- 1、満1歳から、満3歳までの年度の幼児を家庭で育児している世帯
(保育園に入園している場合、企業の保育所を利用している場合等は対象となりません。
子育て支援センターの利用は給付に影響しません。)
- 2、対象となるお子さんの住所が上松町にある世帯

【給付金額】 対象児1人につき月額1万円

【申請方法】 通知が届いた世帯は、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返信をお願いします。
通知が届いていない方は保健衛生係へお問い合わせください。

【申請締め切り】 令和7年6月20日（金）まで

【問い合わせ先】 上松町住民福祉課 保健衛生係 電話：52-2825



クマによる人身被害を防ぐために

ツキノワグマは木の新芽や草を食べ、森林を動きまわる時期です。
山菜採り等で、人がクマと遭遇しやすくなる時期になりますので、次の点にご注意ください。
また、クマを寄せ付ける原因となるものは適切な管理をしましょう。

●○○クマとの遭遇を避けるために●○○

●朝夕の行動は避ける

朝夕はクマが活発に活動します。この時間帯に森林に入ることや山際を通行することは避けましょう。（注意…クマは昼間も行動します）

●周囲の確認をする

- ・クマは聴覚や嗅覚が人より優れています。人の気配を感じたクマは自ら避けることがあります。単独行動を避け、笛、ラジオ、クマ鈴など大きな音の出る物を携行しましょう。
- ・山菜はクマが好んで食べる食材です。山菜採りの際は、周りの気配に注意しましょう。
- ・特に溪流沿いは水の音で、クマも人もお互いの気配を感じず接近してしまうことがあります。

●クマのいる場所に近づかない

森林はクマの生息地で、どこにいてもおかしくありません。クマの足跡や糞などを見つけたら、それ以上近づかずに引き返しましょう。

●子グマを見たら立ち去る

子グマの近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマを守るために、神経質になっており、人がクマと近い距離にあると攻撃することがあります。子グマを見かけたら、そのままそっと立ち去りましょう。また、母グマの姿は見えなくても、子グマのそばには必ずいると思ってください。

●飲食物は必ず持ち帰る

クマに人の食べ物の味を覚えさせないために、必ず自宅に持ち帰りましょう。

●犬は連れて行かない

人の気配を感じたクマは、身を隠して人をやり過ごそうとしますが、一緒にいる犬に吠えられるなどして、人へ攻撃をする場合があります。犬を連れて森林へ入るのはやめましょう。

●住宅・施設等の周り（屋外）にクマを寄せ付けるものを長時間放置しない

以下の物は、建物にクマを引寄せる原因になります。適切な管理や処分をしましょう。

- | | | |
|-----------|----------------|----------|
| ・生ゴミ（ゴミ箱） | ・飲み残しの飲料 | ・漬物 |
| ・ペットフード | ・雑排水（グリーストラップ） | ・油性塗料、燃料 |

【お問い合わせ】 上松町産業観光課林務係 電話：52-4804（産業観光課直通）